

議案第29号

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年志摩市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。